

長門市湯本温泉事業特別会計経営戦略

団 体 名 : 長門市

事 業 名 : 湯本温泉事業特別会計

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 配湯事業(市営公衆浴場は廃止)

事業開始年月日	昭 和 26 年 4 月 1 日	現在配湯箇所	14	箇所
法適(全部・財務)・非 適の区分	法非適			

② 施設

泉 源	市有1号泉、2号泉、3号泉			
施 設 数	配湯池設置数	2	管 路 延 長	31
施 設 能 力	446 m ³ /日			
				千m

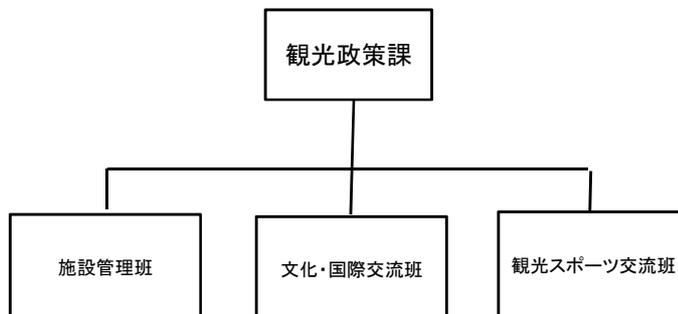
③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	現行料金48円/m ³ (消費税別) ※長門市営湯本温泉条例第3条の規定によるものです。 湯本温泉事業については、平成20年度から、配湯を加熱配湯式から源泉配湯式への切り替えたことに伴い、現行の料金体系となりました。		
直近の料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平 成 26 年 4 月 1 日		

④ 組織

下記のとおり

<組織体制>



<職員数・職種・年齢構成等>

	観光政策課	施設管理班	文化・国際交流班	観光・スポーツ交流班	合計
61歳～	人	人	人	人	人
51～60歳	1人	人	人	人	1人
41～50歳	人	2人	1人	2人	5人
31～40歳	人	1人	2人	3人	5人
～30歳	人	人	1人	2人	4人
合計	1人	3人	4人	7人	15人

(2) これまでの主な経営健全化の取組

平成28年8月、長門湯本温泉まちづくり計画が策定されました。この計画に基づき、建物が老朽化が進み、利用者の減少から年間6千万円程度の赤字(一般財源による補てん)が続いていた2か所の市営公衆浴場「恩湯」及び「礼湯」の運営事業については、民設民営への移行を検討することとされました。この検討を踏まえ、両施設は解体され、公募により「恩湯」は長門湯守株式会社(以下、長門湯守)により令和2年3月18日に再建され、民間事業者による管理運営の下、営業が開始されました。

このことにより、湯本温泉事業特別会計における経営健全化が進展し、施設管理に係る赤字が解消されるとともに、市役所職員による管理人員コストも軽減されました。これによって湯本温泉事業全体の業務コストの削減等が進んだ結果、着実に経営が改善に転じています。

(3) 料金収入の見通し

本特別会計の収入は、配湯利用料のみとなっており、48円/m³(税抜)で長門湯本温泉の各旅館施設への配湯を行うことで収入を得ています。

現在、配湯に関する事業における料金収入の見通しは現在の旅館・ホテルの需要等から推測すると、平均6,000千円程度となっていますが、新型コロナウイルス感染症の影響によっては、観光需要が例年よりも減少しており、今後も低く推移する可能性があることから将来的な料金収入の見通しは不確実です。

(4) 組織の見通し

現在は市観光政策課職員1名相当の人員費を特別会計に計上しております。ただし、市営公衆浴場「恩湯」及び「礼湯」の運営事業の廃止により、市職員による業務コストが軽減されたことから、当該職員は専任ではなく、他施設の管理等の業務と兼務により事業管理を行うことが可能となっており、今後も観光施設管理全体の中での効率的な事業管理に努めます。

2. 経営の基本方針

長門湯本温泉は県内でも最も古く、伝統ある温泉地として、これまでも観光客だけでなく地元住民の利用も多く、古くから温泉が重要な観光資源として活用されてきました。
本市の観光地として最も多くの宿泊客を集める長門湯本温泉は、市の観光経済において重要な場所であり、それを支える最も必要な資源である「温泉」の適切な管理・運営は必要不可欠な事業です。限りある資源である「温泉」は温泉街全体の活性化のまさに源泉であり、持続的な観光地経営が進むよう、地域の旅館・ホテルとの協働を行いつつ、適正・適切な配湯管理により安定した供給体制の構築を目指します。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

湯本温泉事業特別会計における投資については、現存の配湯に係る施設の老朽化に伴う更新が主なものです。今後は耐用年数に基づき、予防的修繕も考慮しながら中長期的な更新を想定しているところです。

② 収支計画のうち財源についての説明

湯本温泉事業特別会計における財源については、配湯利用料及び一般会計繰入金があります。
これまで財政健全化に取り組んできたことにより、一般会計繰入金は減少しており、現在は人件費を分離して計上していないことから、本事業の対象外となる観光施設の管理業務に係る人件費を含んでおり、その相当分を一般会計繰入金として計上しています。このことから、当面は本事業の運営に係る収支均等は図られているものと考えています。
しかしながら、令和2年2月頃からの生じた新型コロナウイルス感染症の影響を受け、旅館・ホテルの需要減少は依然として深刻であり、配湯利用料による収入は減少する可能性があることから、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、支出経費の節減を検討するとともに、配湯に係る施設の老朽化に伴う更新による投資の状況を勘案しつつ、持続的な配湯事業を推進するための経営改善について、旅館・ホテルと継続的に協議を進めてまいります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、配湯に関する施設の維持管理に関する費用です。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

投資の平準化に関する事項	老朽化した施設の計画的な更新等、投資の平準化につながる取組を検討します。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	適正な配湯管理及び採算性を念頭に置き、必要に応じて民間ノウハウの活用も含め取組を検討します。
防災・安全対策に関する事項	施設の定期的なメンテナンス等により安全対策を実施します。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	特筆すべき事項はありません。
その他の取組	遠隔監視システムでの計測箇所を増やすことで、より正確なデータ収集による配湯管理及び業務の効率化を行います。

② 財源についての検討状況等

料金単価に関する事項	社会経済情勢の変化に合わせ、必要に応じて料金単価を見直す検討を行います。
利用状況に関する事項	既存施設の修繕等を行い利用促進を行います。
繰入金に関する事項	一般会計からの繰入金の縮小に向けて、収入の増、経費の減について検討します。
資産の有効活用に関する事項	特筆すべき事項はありません。
その他の取組	特筆すべき事項はありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間の資金・ノウハウ等の活用(指定管理者制度、PPP、PFI等)	適正な配湯管理及び採算性を念頭に置き、必要に応じて民間ノウハウの活用も含め取組を検討します。
----------------------------------	--

4. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	湯本温泉事業は本市の観光振興にとって重要な役割を担っており、温泉街の根源であり、必要不可欠な事業です。
公営企業として実施する必要性	長門市営湯本温泉条例により業務を定めており、限られた資源の公平・適切な管理によるサービスの提供が求められることから公営企業として特別会計を設け実施する必要性があります。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度の決算期において、経営状況の確認を行います。また、投資については、施設全体の点検周期となる10年ごとに経営状況の確認を行います。ただし、社会経済情勢の変化等、計画策定当時に予期し得ない状況が生じた際は、さらに短い期間の見直しを行い、計画の修正を図ります。 また、毎年、地域住民及び旅館事業者等で構成する配湯管理委員会を開催し、使用湯量の状況と配湯利用料の料金設定について意見を募ります。
---------------------	---

施設の見直し

別紙参照

投資・財政計画
(収支計画)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位：千円、%)

区 分		年 度															
		H27年度 決 算	H28年度 決 算	H29年度 決 算	H30年度 決 算	R1年度 決 算	R2年度 見 込	R3年度 見 込	R4年度 見 込	R5年度 見 込	R6年度 見 込	R7年度 見 込	R8年度 見 込	R9年度 見 込	R10年度 見 込	R11年度 見 込	R12年度 見 込
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	52,869	50,782	48,261	46,969	8,361	11,917	9,075	8,499	8,499	8,620	8,499	8,499	8,499	8,499	8,620	8,620
	(1) 営 業 収 益 (B)	27,627	27,500	19,982	17,382	6,295	5,230	6,615	6,015	6,015	6,015	6,015	6,015	6,015	6,015	6,015	6,015
	ア 料 金 収 入	26,182	26,061	19,009	16,635	6,295	5,230	6,615	6,015	6,015	6,015	6,015	6,015	6,015	6,015	6,015	6,015
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)																
	ウ そ の 他	1,445	1,439	973	747	0	0										
	(2) 営 業 外 収 益	25,242	23,282	28,279	29,587	2,066	6,687	2,460	2,484	2,484	2,605	2,484	2,484	2,484	2,484	2,605	2,605
	ア 他 会 計 繰 入 金	25,242	23,282	28,279	29,587	2,066	6,687	2,460	2,484	2,484	2,605	2,484	2,484	2,484	2,484	2,605	2,605
	イ そ の 他																
	2 総 費 用 (D)	52,869	50,782	48,261	46,969	8,361	11,917	9,075	8,499	8,499	8,620	8,499	8,499	8,499	8,499	8,620	8,620
	(1) 営 業 費 用 (E)	51,100	49,570	47,537	46,722	8,344	11,860	9,018	8,442	8,442	8,563	8,442	8,442	8,442	8,442	8,563	8,563
ア 職 員 給 与 費	5,886	7,731	6,843	3,894	3,916	4,220	4,268	4,268	4,268	4,268	4,268	4,268	4,268	4,268	4,268	4,268	
ウ ち 退 職 手 当																	
イ そ の 他	45,214	41,839	40,694	42,828	4,428	7,640	4,750	4,174	4,174	4,295	4,174	4,174	4,174	4,174	4,295	4,295	
(2) 営 業 外 費 用	1,769	1,212	724	247	17	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	
ア 支 払 利 息	1,752	1,195	632	205	0	0											
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息			632	205	0	0											
イ そ の 他																	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1 資 本 的 収 入 (F)	36,581	51,125	66,919	104,403	12,309	2,072	0	369	13,458	0	0	0	0	0	1,472	0	
(1) 地 方 債 償 還 金																	
ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金																	
(2) 他 会 計 補 助 金	36,548	51,092	60,989	63,109	4,202	2,072	0	369	13,458	0	0	0	0	0	1,472	0	
(3) 他 会 計 借 入 金																	
(4) 国 定 資 産 売 却 代 金																	
(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金			5,885	37,765	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(6) 工 事 負 担 金			0	3,528	8,098	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(7) そ の 他	33	33	45	1	9												
2 資 本 的 支 出 (G)	36,581	51,125	66,919	104,403	12,309	2,072	0	369	13,458	0	0	0	0	0	1,472	0	
(1) 建 設 改 良 費	37	14,581	33,631	85,787	12,309	2,072	0	369	13,458	0	0	0	0	0	1,472	0	
ウ ち 職 員 給 与 費																	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	36,544	36,544	33,288	18,616	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金																	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																	
(5) そ の 他																	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
積 立 金 (K)																	
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)			0	0	6,478	0											
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)																	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	0	6,478	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)																	
実 質 収 支 黒 字 (P)																	
(N)-(O) 赤 字 (Q)																	
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)																	
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)																	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (R)																	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	27,627	27,500	19,982	17,382	6,295	5,230	6,615	6,015	6,015	6,015	6,015	6,015	6,015	6,015	6,015	6,015	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 額 の 比 率 ((R)/(S) × 100)																	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (T)																	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)																	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 模 事 業 の 規 模 (V)																	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T) / (V) × 100)																	
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)																	
地 方 債 残 高 (X)	18,614	18,615	18,616	0	0	0											
○他会計繰入金 (単位：千円)																	
年 度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
区 分		決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	見 込	見 込	見 込	見 込	見 込	見 込	見 込	見 込	見 込	見 込	
収 益 的 収 支 分	計	25,246	23,249	22,349	29,587	2,066	6,687	2,460	2,484	2,484	2,605	2,484	2,484	2,484	2,484	2,605	2,605
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金																
資 本 的 収 支 分	計	36,544	51,125	33,632	63,109	4,202	2,072	0	369	13,458	0	0	0	0	1,472	0	2,133
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金																
合 計		61,790	74,374	55,981	92,696	6,268	8,759	2,460	2,853	15,942	2,605	2,484	2,484	2,484	3,956	2,605	4,738